

指名停止について

このことについて、下記業者は蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領第3条第1項別表第2の4号に該当するため、下記のとおり指名停止とします。

記

1. 指名停止理由

札幌市が発注する特定電気設備工事において、公正取引委員会から独占禁止法第3条に違反する行為があったとして排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため、本市の入札参加資格を有する下記業者に対して指名停止をするものです。

2. 指名停止業者

三菱電機株式会社中部支社（No. 807）

〒450-8522 名古屋市中村区名駅3-28-12 支社長 小口 邦雄

株式会社名電舎中部支社（No. 830）

〒460-0003 名古屋市中区錦1-17-13 支社長 家田 雅晴

日新電機株式会社中部支社（No. 665）

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南2-14-19 支社長 板谷 研二

株式会社安川電機名古屋支店（No. 839）

〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-25-9 支店長 橋ノ本 将朗

富士電機システムズ株式会社中部支社（No. 759）

〒460-0003 名古屋市中区錦1-19-24 支社長 初井 丈一郎

神鋼電機株式会社名古屋支社（No. 448）

〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-15-1 支社長 高下 泰治

株式会社日立製作所中部支社（No. 729）

〒460-8435 名古屋市中区栄3-17-12 支社長 古市 栄一

3. 指名停止期間

～ の事業者 5月間 平成20年11月11日 ～ 平成21年4月10日

の事業者 10月間 平成20年11月11日 ～ 平成21年9月10日